

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター 職員募集要項

1. 職名・人数 **地域支援室長（学校連携推進担当）** 1名
※こども・若者の自殺危機対応を推進するため学校や教育委員会との連携を推進できる方
2. 職務内容 **【雇入れ直後】**厚生労働省自殺対策推進室と連携しつつ、国全体の自殺対策の動向を踏まえ、都道府県及び基礎自治体に対する支援を行うことで、日本における自殺対策の推進を図ることが職務内容です。
- (1) 地方自治体（地域自殺対策推進センター、自殺対策担当部署等、以下同）に対する下記の業務
- ①学校や教育委員会との連携推進
こども・若者の自殺危機対応を推進するため、自殺対策所管部署と教育委員会（学校）の考え方や文化の懸け橋となるため、様々な会議の場で調整を図る。その他、学校における自殺対策を推進するため、必要な業務にあたる。
- ②各種相談対応
全国を地域別に5ブロックに分け「地域支援室長」を配置。自治体からの問い合わせ窓口として常設している「いのち支える自治体コンシェルジュ」を通じて相談等に対応。このほか、都道府県・政令市からの会議／研修への参加・講師派遣依頼にも対応
- ③研修の企画立案・実施
自殺対策担当初任者向け研修会、生きることの包括的支援のための基礎研修（年度・実施回によりテーマは異なる）、地域における自殺未遂者支援事業研修、自殺対策担当中・上級者研修等の企画ならびに実施。オンライン開催又は動画配信にて対応
- ④調査、ヒアリング等を通じた資料・資材作成
全自治体における自殺対策の推進状況等に係る調査の企画・実施や、全国で実施されている自殺対策に関連した取組事例の収集・提供等
- (2) 会議の運営・実施
都道府県・政令市に設置されている「地域自殺対策推進センター」を対象にした連絡会議や、地域ブロック単位での会議の企画・実施
- (3) 当センターにおける他部署事業との連携・補助等
- 【変更の範囲】**センターの定める業務
3. 給与等
- (1) 月給 400,000 円～500,000 円
・みなし残業手当（月 45 時間分）105,000 円～131,000 円を含みます。
・45 時間を超える時間外労働分の割増賃金は追加で支給します。
- (2) 通勤交通費支給（上限 55,000 円/月）
- (3) 各種社会保険完備（雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金）
- ※上記は常勤（週 5 日、週 40 時間）の場合の条件です。
※非常勤の勤務形態については応相談（週 2 日・週 16 時間以上）
※兼業・兼職についても応相談
4. 勤務形態 契約職員

5. 勤務時間 就業時間：09:00-18:00
休憩時間：12:00-13:00
※フレックスタイム制（7:00～22:00 の間で 8 時間勤務／コアタイム 13:00～15:00）
休日：土日祝、年末年始（12/29～1/3）、年次有給休暇、慶弔休暇
時間外労働：あり
6. 就業期間 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日（着任日は応相談）
※契約更新する場合があります（勤務成績・態度、能力により判断する）
※試用期間あり（3 か月）
7. 勤務地 【雇入れ直後】東京都千代田区 ※市ヶ谷駅から徒歩 5 分
【変更の範囲】センターの定める場所 ※基本的に転勤はありません
※受動喫煙防止措置：勤務場所のビルは全館禁煙。隣接するビル内の喫煙専用室使用可
8. 応募資格 ▼必須条件
・大学卒業
・社会人経験 3 年以上
▼歓迎条件
・国、地方自治体、大学・大学院、民間団体等にて、下記いずれかの経験がある方
①教員や心理職、福祉職、ワーカーとして、学校や子供を支援する業務
②自殺対策に関連する業務（精神保健、生活困窮者自立支援等）
③事業企画に関する業務
下記のような経歴、意欲を持った方を歓迎します。
例 1：学校や子供を支援する業務経験から、子どもや若者の自殺対策を一層進める必要があると感じられている方
例 2：心理職や福祉職、ワーカーとして、自殺対策の現場支援にかかる経験をすることにより、自身のキャリアアップを目指す方
例 3：自殺対策支援の現場に入るとともに、自殺対策を学術的に研究するなど、実務と学術の両立を図ろうとする方
例 4：自治体において、相談支援、自殺未遂者支援、普及啓発等の自殺対策に従事し、全国的な自殺対策の向上を目指す方
9. 提出書類 (1) 履歴書（写真貼付あり）
(2) 職務経歴書
(3) 志望動機（A 4 サイズ 1 枚程度）
10. 選考方法 (1) 書類選考
(2) 筆記試験：SPI、IT リテラシー確認テスト（当センター独自）
(3) 一次面接 ※オンライン
(4) 最終面接 ※勤務地にて対面
11. 書類提出先 総務部 採用担当
Eメール：saiyou#jscp.or.jp
（メールを送信される際は「#」を「@」に変換して送信願います）

12. 問い合わせ先 同上
13. その他 応募書類は返却いたしません。当センターにて責任を持って廃棄いたします。